第１章　総　　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

この計画は、山形市と指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「防災関係機関」）が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

１　この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、山形市防災会議において定められるもので、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。

２　この計画の作成及び見直しに当たっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備えることを基本とする。

３　この計画は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への配慮及び防災に関する施策や防災の現場での女性の参画といった多様な視点を取り入れ、地域の防災力向上を図るものとする。

〔令８改〕

第２節　計画の運用

第１　計画の運用

山形市及び防災関係機関は、平素より計画の習熟に努め、計画の目的に沿って、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図り、計画の運用に万全を期すとともに、災害時において市、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとることができるよう、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するよう努めるものとする。

第２　計画の修正

山形市及び防災関係機関は、常に防災に関する所掌事務の実態を把握し、計画について検討を加え、必要があると認めるときは、山形市防災会議に諮って計画の修正を図るものとする。

修正を必要とする事項については、適宜山形市総務部防災対策課に報告するものとする。

なお、緊急を要する事項については、この限りでない。

〔平２７改〕

第３節　山形市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱

第１　実施責任

１　山形市

山形市は、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として防災関係機関及び住民等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

２　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、山形市が行う防災上の諸活動が円滑に実施できるように、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

３　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、自ら防災活動を実施するとともに、山形市が行う防災上の諸活動に対し協力するものとする。

４　住　民

山形市の住民は、それぞれの立場において、自ら進んで防災に寄与するように努めるものとする。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　山形市

⑴　山形市防災会議に関する業務
⑵　防災に関する組織の整備
⑶　防災に関する調査研究、教育及び訓練
⑷　自主防災組織の育成及び指導
⑸　防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備
⑹　防災施設の新設、改良及び復旧の実施
⑺　災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
⑻　災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害調査
⑼　避難の指示及び災害広報
⑽　消防、水防その他の応急措置
⑾　被災者の救援及び保護
⑿　災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
⒀　災害時における文教対策
⒁　交通対策及び緊急輸送の確保
⒂　公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置
⒃　農作物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導
⒄　その他災害発生の防御又は災害の拡大防止
⒅　災害復旧のための措置　〔令３改〕

2　山形県

⑴　山形県防災会議に関する業務
⑵　防災施設の新設、改良及び復旧の実施
⑶　水防その他の応急措置
⑷　災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害調査
⑸　被災者の救助及び救護措置
⑹　災害時における保健衛生及び文教対策
⑺　治安の維持及び交通規制
⑻　災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
⑼　自衛隊の災害派遣要請
⑽　避難の指示又は誘導
⑾　市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
⑿　緊急輸送の確保
⒀　被災者の救出
⒁　死者（行方不明者）の捜索及び検視

3　指定地方行政機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
⑴　東北財務局山形財務事務所	ア　地方公共団体に対する災害融資 イ　災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 ウ　災害復旧事業費査定の立会い
⑵　東北農政局山形県拠点	ア　災害時における主要食糧の供給対策
⑶　山形森林管理署	ア　災害応急対策用木材の供給 イ　国有林内の保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理
⑷　山形労働基準監督署	ア　工場、事業所等における労働災害の防止 イ　労災保険料等の非常取扱い及び災害補償 ウ　被災工場、事業所に対する救急医療品の配布等
⑸　東北運輸局山形運輸支局	ア　災害時における自動車による輸送のあっせん イ　東日本旅客鉄道株式会社との輸送の調整
⑹　仙台管区気象台 （山形地方気象台）	ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
⑺　国土交通省山形河川国道事務所	ア　所轄国道、河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 イ　災害時における所轄国道の交通対策 ウ　所轄河川区域における水防業務 エ　洪水予警報、水防警報の発表及び伝達
⑻　陸上自衛隊第２０普通科連隊	ア　災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動の支援

〔令和３改〕

4　指定公共機関

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務
⑴　日本郵便株式会社山形南郵便局	ア　被災地における郵便業務の確保 イ　災害時の被災者に対する郵便ハガキ等の無償交付 ウ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 エ　被災地あて救助用郵便物等の料金免除 オ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
⑵　東日本旅客鉄道株式会社山形駅	ア　鉄道施設の保安、保全及び旅客の避難救護 イ　災害対策に必要な物資及び人員の応急輸送対策
⑶　ＮＴＴ東日本株式会社山形支店	ア　電信電話施設の保全 イ　災害時における通信の確保及び気象警報の伝達
⑷　日本銀行山形事務所	ア　災害時における通貨の供給確保 イ　金融機関に対する金融緊急措置の指導 ウ　金融機関の業務運営の確保
⑸　日本赤十字社山形県支部	ア　災害時における医療、助産その他応急救護の実施 イ　赤十字奉仕団の災害活動に関する指導調整等 ウ　義援金の募集
⑹　日本放送協会山形放送局	ア　災害予防の放送 イ　気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送
⑺　公益社団法人山形県トラック協会	ア　災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施
⑻　東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター	ア　電力供給施設の災害予防措置 イ　災害時における電力供給の確保 ウ　被災施設の復旧及び資材の確保

5　指定地方公共機関

機　　関　　名	事　務　又　は　業　務
⑴　山形放送株式会社 ⑵　株式会社山形テレビ ⑶　株式会社テレビユー山形 ⑷　株式会社エフエム山形 ⑸　株式会社さくらんぼテレビジョン	ア　災害予防の放送 イ　気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送 ウ　救援ボランティア活動及びボランティア団体等の活動に対する協力
⑹　山交バス株式会社 ⑺　第一貨物株式会社山形支店	ア　災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施
⑻　山形ガス株式会社	ア　都市ガスの供給及び保安措置 イ　被災都市ガス施設の調査及び災害復旧
⑼　一般社団法人山形市医師会	ア　災害時における医療救護

〔令８改〕

6　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機　関　名	事　務　又　は　業　務
⑴　農業協同組合・農業共済組合等農林水産関係団体	ア　市が行う農林関係の被害調査及び応急対策に対する協力 イ　農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ　被災農家に対する融資又はそのあっせん エ　共同利用施設の災害応急対策及び復旧 オ　飼料、肥料等の応急確保
⑵　商工会議所・商工会等商工業関係団体	ア　市が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び融資のあっせん等の協力 イ　災害時における物価安定についての協力 ウ　救助用物資、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせん
⑶　病院等医療機関	ア　医療、助産等救護の実施 イ　救護活動に必要な医療品及び医療器材並びに医療関係従事者の提供
⑷　町内会・自治組織	ア　地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給及び防犯等に関する協力 イ　市が実施する応急対策についての協力
⑸　各種民間任意団体等文化事業団体	ア　市が実施する応急対策についての協力

〔令８改〕

第４節　山形市の概況

第１　自然環境

１　位　置

山形市は、山形県の中央から南寄りに位置し、南は上山市、北は天童市、西は山辺町及び中山町、東は仙台市及び川崎町に接している。

山形市の位置　東　経　１４０°２９′～１４０°１０′
北　緯　３８°０８′～３８°２０′
標準点の標高　１４５．３ｍ（山形市役所の位置）

２　地　形

本市の地形の第１の特徴は、東南端が蔵王山頂、東北端が面白山山頂、西南端が白鷹山山頂と３方山に囲まれた盆地であること、第２の特徴は山岳、丘陵地帯が市の面積の約６５％を占めていること、第３の特徴は馬見ケ崎川扇状地に市の大部分が形成されていること、第４の特徴は東西の山岳から多くの河川が流れて複雑な地形を形作っていることがあげられる。

市の東部の奥羽背陵山脈には蔵王火山及び面白火山が、西部の出羽丘陵には白鷹火山があり、特に蔵王火山は今も小活動を続けている。

河川は、扇状地を形成している馬見ケ崎川、立谷川、本沢川及び南から北へ西部を流れる須川などの一級河川があり、いずれも最上川にそそいでいる。

３　面　積

本市の東西の距離は２１．５㎞、南北は２７．５㎞、周囲は１１４㎞であり、面積は３８１．５８ｋ㎡である。傾斜地１０分の１未満の平坦部地域は１１８．７５ｋ㎡で全面積の約３１％にすぎない。

４　地　質

本市の約３５％を占める低地は、堆積物から形成されている。馬見ケ崎川扇状地、立谷川扇状地及び本沢川扇状地は礫や砂により形成され、須川や西部の河川による河岸段丘は、礫や砂の他に薄い粘土層より成り、扇状地中央部や河岸段丘は、比較的安定した地質と言える。また、低地の半分程を占める扇状地前縁部や須川氾濫原は、砂と泥の沖積堆積物から形成され地盤が弱く、特に馬見ケ崎川と須川の合流点付近は軟弱地盤で、地盤沈下もすすんでいる。

一方、山岳丘陵地は、「グリーンタフ造山運動」（約２，４００万年前）と呼ばれる火山活動により生成された花崗閃緑岩が厚く基盤岩を成し、その上層には、新第３紀時代（約２４０万年前））以降に繰り返し流れた溶岩の跡や、激しい地殻変動と地すべり、崩壊の跡も見られ、全体としてかなり複雑な地質構造となっている。また、蔵王温泉から南山形までは須川泥流、西蔵王一帯は神尾泥流と呼ばれる火山泥流におおわれている。

断層としては、下東山断層、新山断層、葉の木沢断層、芳沢断層、隔間場断層等が見られる。葉の木沢断層付近は、花崗岩が破砕されており、崩壊が起こりやすい地域となっている。

5　気　候

山形県の気候は、亜寒帯湿潤気候に属し裏日本気候域雪国気候区に分類される。この中にあって、本市の気候は、奥羽、越後の両山系に囲まれ海洋から完全に遮断されているため、際立った内陸型気候の特徴を持っている。すなわち、夏と冬、昼と夜の気温較差はかなり大きく、冬期の最低気温が－２０．０℃に達した記録がある反面、昭和８年７月２５日の４０．８°Ｃの気温は、平成１９年まで日本最高気温の記録であった。

また、降水量は一年間１，２００mm前後と県内で最も少なく、降雪も越後山系にさえぎられるため県内の最小降雪地域となっている。風は、地形から年間を通じて南、北から吹くことが多く、風速は概して弱く、冬の季節風もおだやかである。

第２　社会環境

１　人　口

⑴　人口の推移

年　次	世帯数（世帯）	人　　口（人）		
		総　　数	男	女
大正９年	２０，０８２	１１６，７５７	５８，２５３	５８，５０４
１４年	２１，７５５	１２８，６７０	６４，２９０	６４，３８０
昭和５年	２３，７２３	１３９，６９３	６９，７４１	６９，９５２
１０年	２４，５７４	１４５，０３７	７２，１９１	７２，８４６
１５年	２４，７９５	１４４，５７７	７０，７６４	７３，８１３
２０年	３１，２１６	１７４，５８７	８３，８３０	９０，７５７
２５年	３３，１０３	１８０，５６９	８７，７５５	９２，８１４
３０年	３４，７０７	１８３，７９９	８８，８３９	９４，９６０
３５年	３９，４１１	１８８，５９７	９０，７５５	９７，８４２
４０年	４４，８４５	１９３，７３７	９３，０４４	１００，６９３
４５年	５２，２４３	２０４，１２７	９８，１５２	１０５，９７５
５０年	６０，７５６	２１９，７７３	１０５，３８６	１１４，３８７
５５年	６９，８８９	２３７，０４１	１１４，５３５	１２２，５０６
６０年	７３，３３３	２４５，１５８	１１８，６０９	１２６，５４９
平成２年	７７，８２９	２４９，４８７	１２０，４８６	１２９，００１
７年	８５，１５７	２５４，４８８	１２２，９８９	１３１，４９９
１２年	９０，１１０	２５５，３６９	１２３，２９４	１３２，０７５
１７年	９３，６２３	２５６，０１２	１２２，９０３	１３３，１０９
２２年	９６，５６０	２５４，２４４	１２１，４３３	１３２，８１１
２７年	１００，３０３	２５３，８３２	１２１，５７５	１３２，２５７
令和２年	１０２，３１８	２４７，５９０	１１９，００１	１２８，５８９

（総務省「令和２年国勢調査」）

〔令８改〕

⑵　年齢別人口

ア　実数　（人）

区　分	調査年						
	平成7年	平成10	平成12	平成17	平成22年	平成27年	令和2年
総数	254,488	255,641	255,369	256,012	254,244	253,832	247,590
0～14歳	41,110	39,189	37,580	35,428	33,346	31,869	29,120
15～64歳	170,470	168,923	167,751	164,683	157,947	151,271	140,796
65歳以上	42,627	47,248	49,900	55,600	60,882	68,745	72,341
不詳	281	281	138	341	2,069	1,947	5,333

（総務省「令和２年国勢調査」）

イ　構成比　（％）

区　分	調査年						
	平成7年	平成10年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	100	100	100	100	100	100	100
0～14歳	16.2	15.3	14.7	13.8	13.1	12.5	11.8
15～64歳	67.0	66.1	65.7	64.3	62.2	59.6	56.9
65歳以上	16.8	18.5	19.5	21.7	23.9	27.1	29.2
不詳	0.1	0.1	0.1	0.2	0.8	0.8	2.1

（総務省「令和２年国勢調査」）

⑶　昼・夜間人口

夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口
247,590人	263,518人	15,928人	37,424人	21,496人

（総務省「令和２年国勢調査」）

２　都市計画

⑴　都市計画区域

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
15,990ha	4,093ha	11,897ha

（令和６年４月１日現在）

〔令８改〕

⑵　用途地域

第１種低層住居専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)
第２種低層住居専用地域	530〃(12.9〃)	近隣商業地域	134〃(3.3〃)
第１種中高層住居専用地域	167〃(4.1〃)	商業地域	201〃(4.9〃)
第２種中高層住居専用地域	450〃(11.0〃)	準工業地域	519〃(12.7〃)
第１種住居地域	929〃(22.7〃)	工業地域	204〃(5.0〃)
第２種住居地域	197〃(4.8〃)	工業専用地域	170〃(4.1〃)

（令和６年４月１日現在）

⑶　防火地域及び準防火地域

区　　分	面積
防火地域	62.6ha
準防火地域	1,119ha

（令和６年４月１日現在）

３　道　路

区　分	総　　数	国　　道	県　　道	市　　道
路線数	4,359	5	28	4,327
総延長	1,607,273m	66,862m	193,914m	1,346,497m
総面積	12,916,863㎡	1,340,766㎡	2,461,991㎡	9,114,106㎡

（令和６年４月１日現在）

４　河　川

区　　分	河　川　数	河　川　延　長
１級河川	31	152.2km
準用河川	8	9.5km
普通河川	81	207.1km
合　　計	120	368.8km

（令和６年４月１日現在）

５　公　園

区　分	総　　数	街区公園	近隣公園	そ の 他
公園数	237	181	21	35
面　積	398.12ha	41.25ha	23.83ha	333.04ha

（令和６年３月３１日現在）

〔令８改〕

6　病院及び診療所

区　　分	総数	病院	診療所	歯科診療所
院　　数	400 院	17 院	249 院	134 院
ベッド数	4,965 床	4,876 床	89 床	－

（令和８年４月１日現在）

7　産　業

	区　分	店　　数	従事者数
商　　業	卸売業※	870 店	8,424 人
	小売業※	1,823 店	14,724 人
	飲食業※２	1,344 店	8,371 人
	合　計	4,037 店	31,519 人
工　　業　※３	工 場 数	396 か所	
	従事者数	11,058 人	
農　　業　※４	総農家数	3,232 戸	
	農業に６０日以上従事した世帯員数	3,114 人	

※　　令和３年経済センサス活動調査卸売・小売業産業格付編

※２　令和３年経済センサス活動調査

※３　令和６年経済構造実態調査

※４　２０２０年農林業センサス

〔令８改〕